

第 7 7 1 回教育委員会会議録

平成 2 8 年 1 月 2 0 日、御殿場市教育委員会 1 月定例会を御殿場市役所第 5 会議室に招集する。

1. 出席した委員

1 番委員 勝 又 英 和	2 番委員 勝 又 將 雄
3 番委員 福 島 東	4 番委員 勝 又 綾 子
5 番委員 岩 瀬 こずえ	

2. 番外に出席した者

教育部長	教育総務課長
学校教育課長	社会教育課長
学校給食課長	学校教育課課長補佐
学校教育課副主任	

教育委員会事務局職員 教育総務課副参事
教育総務課主事

教育委員長	皆様、ご苦労さまでございます。 本日は委員全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。
-------	--------------------------------------------------------

教育委員長	ただ今から、御殿場市教育委員会 1 月定例会を開会いたします。
-------	---------------------------------

開 会 午後 1 時 3 0 分

教育委員長	本日の委員会はお手元に配布しております日程により進行いたしますのでご了承願います。 それでは会議録署名人の指名を行います。委員長の指名により決定する事にご異議ございませんか。
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------

(異議なし)

教育委員長	ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。 4 番委員と 5 番委員にお願いいたします。 次に会期であります、本日 1 日間といたします。 なお、定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますので、よろしく申し上げます。
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

教育委員長	それではまず私から前回の定例会後出席した行事等の報告ですが、年末年始をはさんだという事もあり、特段ありませんでした。ただ、1 月 1 0 日に御殿場市の成人式に出席をさせていただきました、閉会の辞を述べさせていただきました。今年は例年に比べても比較的スムーズに、大人しい成人式だったのではないかなど、私自身少し救われた思いで職務を全うさせていただきました。
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>その後は教育委員として出席させていただいた行事は、特にございませんでした。</p> <p>それでは当局から一言お願いします。</p>
教育部長	<p>本日は足元の悪い中ご苦勞様でございます。ただ今委員長からもお話がありましたが、成人式へのご出席をありがとうございます。おだやかなうちに終わって、教育委員会としてもよかったと思っております。来年は改修の関係で、成人式が市民会館で開催出来ないということで色々あるかと思いますが、よろしくをお願いします。</p> <p>本日は教育制度改革の関係で、件目が多くなっておりますがよろしくお話ししたいと思います。以上です。</p>
教育委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは議事に入ります。</p>
教育委員長	<p>最初に、御教議第1号「御殿場市教育委員会委員の辞職について」を議題といたします。</p> <p>はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。</p> <p>第1号議案については、人事に関する案件ですので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」附則第2条第2項に基づき、改正前の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項のただし書きの規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。</p> <p>公開しないことについて如何でしょうか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>それでは、第1号議案については秘密会といたします。</p> <p>関係者以外は退席願います。</p>
(秘密会)	
教育長	<p>第1号議案につきましては、私に関する案件でございますので退席させていただきます。</p>
(教育長退室)	
教育委員長	<p>教育長がご自身の件であるということで退席されましたが、引き続き審議を進めます。</p> <p>それでは内容説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>それでは、お手元の議案書2ページをご覧ください。初めに議案の朗読を行います。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>それでは、内容説明を申し上げます。お手元の議案書3ページをご覧ください。</p>

	<p>(内容説明)</p> <p>以上で内容説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
教育委員長	<p>ありがとうございます。ただ今御教議第1号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
	<p>(質疑)</p>
教育委員長	<p>他に質疑も無いようです。それでは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第10条の規定により、教育委員会の同意を得て辞職できることになっております。同意の可否について伺います。同意してよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
教育委員長	<p>それでは、御教議第1号「御殿場市教育委員会委員の辞職について」、同意する事に決定いたします。</p>
教育委員長	<p>それでは、秘密会を解き会議を続行いたします。</p>
	<p>(秘密会を解く)</p>
	<p>(教育長入室)</p>
教育委員長	<p>次に、御教議第2号「御殿場市子ども条例の制定について」を議題といたします。それでは内容説明をお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>お手元の議案書4ページをご覧ください。初めに議案を朗読いたします。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>それでは内容説明をいたします。</p> <p>「御殿場市子ども条例(案)」につきましては、9月定例教育委員会協議会の中で同様の説明をさせていただいておりますが、その後、パブリックコメント、市民有識者等による懇話会、庁内での協議・合意を経て最終案としてまとめたものでございます。</p> <p>今回は、前回説明後の主な修正点についてご説明させていただきます。</p> <p>初めに、条例の名称ですが、以前は「御殿場市子ども健全育成条例」としていましたが、健全育成に特化した印象があるという指摘を受けまして、「御殿場市子ども条例」としております。</p> <p>次に第1条ですが、2行目の役割を担うものとして、「保護者、地域住民等」としていましたが、「地域住民等」では個人と団体の区別がわかりにくいとの意見をいただき、「市民」と「地域団体」の2つに分けたものでございます。</p> <p>これに伴いまして、第2条の用語の定義を修正しました。また第2条では、第5号の学校等の定義を、以前は「学校教育法に規定する」といった表現だったものを、分かりやすく具体的な表現</p>

	<p>に改めております。</p> <p>第3条では、1行目、第1条と同様に「市民」と「地域団体」に分けております。</p> <p>続きまして、6ページをご覧ください。</p> <p>「地域住民等」を「市民」と「地域団体」に分けたことにより、第5条、第6条でそれぞれの役割を規定しました。</p> <p>続きまして、7ページをご覧ください。</p> <p>第12条では、以前は条文に主語が省略されていましたが、「保護者、市民、地域団体」といったように主語を挿入して分かりやすくしております。</p> <p>以上が主な修正点です。今後は、2月に開催されます市議会3月定例会に上程し、平成28年4月1日からの施行を予定しております。</p> <p>以上で内容説明を終わります。よろしくお願い致します。</p>
教育委員長	<p>ただ今御教議第2号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
(質疑)	
教育委員	<p>「子ども・子育て支援法」が成立していますが、これはそれを受けての事ということでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>「子ども・子育て支援法」の件はございますが、これは御殿場市として、真の子育て支援日本一を目指すという当市の方針に基づいて、子ども達を市民全体で育てていきたいという想いの中から生まれたものでございます。したがって、具体的な補助計画等策定して行く中で、市民の皆様にご理解をいただきながらそれぞれの役割分担をもって、市民総出で子ども子育てに関わっていくというような事を念頭に考えております。</p>
教育委員	<p>最初の2条で、「おおむね15歳未満の者をいう」と書かれていますが、児童の権利に関する条約や児童福祉法では子どもというのは18歳未満と書かれております。こちらの条例でも12条で15歳以上18歳未満の者についての配慮と書かれており、最初の2条の規定に特徴があるのかな、と思うのですがその辺りのお考えについてお伺いしたいと思います。</p>
教育総務課長	<p>今お話にありましたように、児童福祉法における子どもは18歳未満と規定されております。従いまして、18歳未満という定義も検討しましたが、子どもは法律上18歳未満であるものの御殿場市が責任を持って子ども達を育てていくと考え検討していただいた結果、義務教育年齢までについては学校、地域、企業、その他諸々でやっていけるのではないかという事で、この条例における子どもというのはおおむね15歳未満とさせていただいてお</p>

	<p>ります。</p> <p>しかしながら、児童福祉法における子どもは18歳未満でございますし、18歳未満の子ども達に対する配慮も欠かせないと考えられる事から、12条で付け加えをさせていただいたものでございます。</p>
教育委員	<p>15歳を過ぎて学校から離れ、見届けられる範囲から離れてしまい、支援の手が差し伸べられない子どももいるという現実をいくつか見て参りましたので、是非その辺りも配慮が行き届くような条例であって欲しいと思います。</p>
教育委員長	<p>その他にはよろしいでしょうか。それでは、他に質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第2号「御殿場市子ども条例の制定について」を原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に、議案が御教議第3号から御教議第6号までですが、関連性がありますので一括で審議したいと思います。それでは内容説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>議案書の8ページをご覧ください。はじめに議案書を朗読いたします。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>それでは、議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」に伴いまして、教育委員会の構成員が「教育長を含む5人」から「教育長及び4人」という形に改正されました。御殿場市では、これまで法に基づき地区割により委員を選出していただいていたのですが、法改正により、教育長が教育委員会の構成員でありながら教育委員としての枠から外れたため、委員の定数を従来どおりとし、地域バランスを保つため、新たに条例を制定するものです。</p> <p>なお、現在の委員の任期がいずれも10月1日からとなっておりますので、本条例の施行もそれに合わせ平成28年10月1日からとしています。</p> <p>続きまして議案書の10ページをご覧ください。はじめに議案書を朗読いたします。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>議案書の13ページ、14ページをご覧ください。こちらは改正法の条ずれに伴う一部改正になりまして、第23条では「職務権限の特例」について規定されています。</p> <p>続いて議案書の15ページをご覧ください。はじめに議案書を</p>

	<p>朗読いたします。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>議案書 17 ページ、18 ページをご覧ください。</p> <p>本改正は、「審査会の組織等」に関する条文で、教育長と教育委員長が一本化され、また教育長が教育委員でなくなったことにより所要の改正を行うものです。</p> <p>続きまして議案書の 19 ページをご覧ください。はじめに議案書を朗読いたします。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>本規則は、改正法の施行に伴う関係規則の一部改正、廃止を一括整備する規則となりまして、文言修正を主として法との整合性を保つための改正となります。</p> <p>議案書 23 ページから順にご覧ください。</p> <p>初めに第 1 条関係では「御殿場市教育委員会公告式規則」、第 2 条関係では「御殿場市教育委員会会議規則」、第 3 条関係では「御殿場市教育委員会傍聴規則」、第 4 条関係では「御殿場市教育委員会事務局処務規則」、第 5 条関係では「御殿場市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則」、第 6 条関係では「御殿場市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」、第 7 条関係では「御殿場市教育委員会公印規則」の一部をそれぞれ改正するものです。</p> <p>説明は以上となります。よろしく申し上げます。</p>
教育委員長	<p>ただ今御教議第 3 号から御教議第 6 号までについて内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
(質疑)	
教育部長	<p>今教育総務課長から説明があったとおり、制度改革に伴う文言整理ということで、中々分かりづらいところもあるかと思いますが一つだけ補足させていただきます。</p> <p>教育委員の人数に関しまして、任期が 9 月 30 日までということでそれに合わせて、教育長が別枠になりますので実質的には 1 人増ということになります。こちらだけ少し補足させていただきます。</p>
教育委員長	<p>今の 1 人増ということに関しまして、教育長が別枠でおられて委員が 5 名ということで、委員の任期の問題で、今は 4 年任期になっておりますが、5 名となるとある年は 2 名が同時に辞めるという形になるわけですね。今ですと 4 人が 1 年ずつ、毎年 1 人が入れ替わっていく形でしたが、ある時は 2 人が辞めて 2 人が入ってくる形になるという事で、そうしますと 4 月 1 日から新しい委員が入ってくることになるのでしょうか。</p>

教育部長	10月1日からとなります。
教育委員長	となると、10月1日までは新体制ではあるが、とりあえず委員は4名という形でやっていくという事でしょうか。
教育部長	<p>そうなります。</p> <p>実はこれは、今まで教育長含めて5人ということで、ある程度の地区割りということでやっていただいておりますが、本来であれば6人いれば各地区から1人という事になります。さらに、教育長も含めて5人ということで、教育長となるとどうしても別の意味合いもありまして、どうしても地区から1人というローテーションが上手くいかなくなるという事になります。ある程度地区の人口のバランスを考慮して5人となっております。これから色々議論もあると思いますが、各地区1名ずつとなりますと6人が一番いいのかと思います。しかし、いきなりそれだけ増やすというのも難しいということで実質上は1名の増ということで方針を決めさせていただきました。そして、任期は合わせて全員が10月1日からの任期となります。そのタイミング上、毎年1名ずつとはいかず、どうしても重なってしまうタイミングがあるということになっております。</p>
教育委員長	特に質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第3号「御殿場市教育委員会の組織に関する条例について」、御教議第4号「御殿場市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例について」、御教議第5号「県費負担教職員の評価結果に対する意見の申出及び取扱いに関する要綱の一部を改正する告示について」、御教議第6号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について」を原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第7号「御殿場市学校教職員安全衛生管理規程の制定について」を議題といたします。それでは内容説明をお願いします。
学校教育課長	<p>ただ今議題となりました、御教議第7号につきまして内容をご説明申し上げます。議案書35ページをご覧ください。最初に議案を朗読致します。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>それでは、概要を説明させていただきます。労働安全衛生法は地方公務員にも適用となり、学校においても労働安全衛生法上一つの事業所とみなされ、学校現場での労働安全衛生管理体制の整</p>

	<p>備が必要となります。</p> <p>このことから、教職員が教育活動に専念出来る適切な労働環境を確保し、学校教育全体の質を向上させるため本規定を制定するものです。</p> <p>内容についてですが、資料を使って説明をさせていただきます。本日お配りさせていただいた御教議第7号資料をご覧ください。</p> <p>1 ページ中段1の、学校において求められる労働安全衛生管理体制の図をご覧ください。常時50人以上勤務する教職員がいる学校については、産業医、衛生管理者、及び衛生管理委員会を設置することを義務付けられており、教職員が10人から49人の学校については、衛生推進者を設置することを義務付けられております。本規定では、主にこれらの設置について規定しております。</p> <p>続いて、衛生管理者等の業務内容について説明させていただきます。1 ページの(1)をご覧ください。衛生管理者についてですが、衛生に係る技術的事項を管理する者で、具体的には週1回学校を巡回し、空調設備等の点検を行う業務を実施します。</p> <p>続いて、2 ページ上段をご覧ください。産業医の業務内容は、教職員の健康管理等を行い、月1回学校を巡回し教職員の勤務実態、及び学校の衛生状態等を確認します。衛生委員会は、衛生に関する重要事項について調査審議する機関で、校長、衛生管理者、産業医等で構成するものです。</p> <p>教職員が10人から49人の学校で設置が義務付けられている、(2)の衛生推進者は、衛生に係る業務を担当し、業務内容としては衛生管理者と同様、空調設備等の点検を実施する業務です。現時点では御殿場市内において、教職員50人以上の学校は無い為、産業医、衛生管理者、及び衛生管理委員会の設置が必要な学校は無く、全ての学校で衛生推進者の設置を予定しております。</p> <p>また、本規定には教職員の健康診断についても合わせて盛り込み、教職員の健康保持増進に努める事が出来るよう明文化いたしました。</p> <p>なお、この規定は平成28年4月1日より施行したいと考えております。以上で内容説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。</p>
教育委員長	ただ今御教議第7号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
(質疑)	
教育委員	この規程について、労働安全衛生法は以前からあったかと思えます。今回この規程が出てきたというのは、従前はどのような形

	<p>でやっていたのか、規程等はあったのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>従前、規程はありませんでした。教職員が学校というよりも一つの事業体とみなして同じように衛生管理をしなければならないという事で3年ほど前から始まったものですが、これが導入されてきて学校においては月に1回勤務実態、教職員1人1人の時間外労働時間等について提出を求め、残業時間が80時間や100時間を超えている場合は校長が面談をし、医者にかかる意志があるか、あるいは面談の中で指導をしていくという事は3年ほど前から始めました。</p>
教育委員	<p>という事は、今回は労働衛生基準法が改正になったから規程を作るというわけではなく、従前から御殿場市としてはやっていたいなかった部分を具体的にやるという理解でいいですか。</p>
学校教育課長	<p>そうなります。</p>
教育委員	<p>となると、先生方に対してはより援助というか、この規程に基づいて先生方の負担が無くなるような形を御殿場市は取っていくと考えていいですか。</p>
学校教育課長	<p>そのとおりです。</p>
教育委員長	<p>しかしこれは、チェックをするだけですか。</p>
学校教育課長	<p>点検をしながら、実態をまず把握するということと、長時間労働に対して具体的な指導を行うという場を、面談をとおして月1回実施していくということになります。</p>
教育委員	<p>そういった事をやっていくとなると、当然予算的な面に負担がかかってくると思います。その辺りは教育部長に頑張ってもらって、施設面や精神面含めて、教育委員会としては当然3年ほど前からやらなければいけなかったものかもしれませんが、規程してやるというのは非常にいい事だと思いますので、予算面も含めて市の強力なバックアップが要請出来ればと思います。</p>
教育委員長	<p>教職員の労働環境については過酷なものであると常々感じています。これを機会に教職員の待遇を改善していただきたいと思いますし、我々も協力し、改善に力を合わせていきたいと思っています。</p>
学校教育課長	<p>多忙化解消については県教育委員会にとっても重大な課題でありますし、御殿場市においても早期に解決をはかっていかなければならない課題と捉えておられて、市の校長会の場でも教育長から多忙化解消に向けて各学校で踏み込んで具体的な取り組みをして欲しいと投げかけをして、その後各学校でどんな取り組みをしたかという報告がありました。例えば部活無しの日を増やしたり、例えば4年生の担任は何時に帰るというのを黒板に貼ったり</p>

	<p>という取り組みがありまして、こういった情報交換をやりながら、まず学校現場で出来る事が何かというのをやっていく中で先生方の意識も若干変わっていくのかなと思います。教育行政は行政として改善していく部分があると思いますので、行政で出来ること、学校現場で出来る事をやっていき少しでも改善出来るようにしていきたいと常に考えております。</p>
教育委員長	<p>他によろしいでしょうか。他に質疑も無いようですので、本案を原案どおりに承認することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第7号「御殿場市学校教職員安全衛生管理規程の制定について」を原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に、御教議第8号「平成27年度就学援助について」を議題といたします。本案については秘密会といたしますので、関係者以外は退席願います。</p>
(秘密会)	
教育委員長	<p>それでは内容説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>ただいま議題となりました、御教議第8号につきまして、内容説明をいたします。</p> <p>お手元の平成28年1月定例会議案書、39ページをお開き願います。最初に議案の朗読をいたします。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>(概要説明)</p>
学校教育課長 課長補佐	<p>それでは内容について、ご説明申し上げます。</p> <p>(内容説明)</p> <p>以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。</p>
教育委員長	<p>ただ今、御教議第8号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
(質疑)	
教育委員長	<p>他に質疑も無いようですので、本案を原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議が無いようですので、御教議第8号「平成27年度就学援助について」は原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>それでは秘密会を解き会議を続行します。</p> <p>他になにかございますか。</p>
教育委員長	<p>他に無いようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会</p>

	<p>1 月定例会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: right;"><u>午後 3 時 1 5 分閉会</u></p>
<p>会議録署名人</p>	<p>上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。</p> <p style="text-align: right;">4 番委員 _____</p> <p style="text-align: right;">5 番委員 _____</p>